

## 「駐車カード」運用ルール

防犯交通部

1. 「駐車カード」は、西鎌倉住宅地内の安全を確保する為の一環として、不審車両の発見を目的として作成するものであり、違反駐車を容認するものではありません。従って、「駐車カード」を掲げていても当然取締りの対象になりますので、充分ご注意ください。
2. 会員は、次のようにして「駐車カード」をご使用ください。
  - ①各会員に「駐車カード」用紙を1枚配布します。各会員は、「駐車カード」用紙に自分の名前と住所をマジックで明瞭に記入し印（三文判で結構です）を押します。そして、原則として「駐車カード」用紙をA-5版の透明のプラスチック製カードケースに入れます。（以下「駐車カード」といいます）
  - ②カードケースの用意の仕方
    - ・ 文房具店、100円ショップ等で、硬質又は軟質のA-5版の透明のプラスチック製のカードケースを購入する。又は
    - ・ 手元にあるA-4版のビニール製ファイルカバーを半分より少し大きめに切り、縁を接着剤などで接着して、カードケースとする。など
  - ③ 家用車などでの訪問者があった場合、「駐車カード」を車のフロントガラス内側の外から見やすい場所に置いて使用してください。
  - ④ 「駐車カード」を盗まれないように、車の窓ガラスはしっかりと閉めてください。
  - ⑤もし、1枚以上必要な場合は、コピーして使用してください。
  - ⑥工事などで工事用車両が駐車する場合、
    - ★新築の場合のように多数の工事用車両が駐車する場合は対象外とし、別途「工事用駐車カード」の作成・使用を工事業者に指示しますので、防犯交通部長まで連絡さしてください。（工事業者の自主管理となります）
    - ★小規模の改造・修理、植木の剪定の場合のように、少数の工事用車両が駐車する場合は、上記⑤に順じてください。（この場合、「駐車カード」を盗まれないように、暑くても車の窓ガラスはしっかりと閉めるように云ってください）
  - ⑦ 「駐車カード」が万一盗まれると悪用される恐れがありますので、各会員は、盗まれないようにしっかり管理してください。また、訪問者が帰る時には必ず「駐車カード」を受け取ってください。
3. 次のような場所に駐車すると、他人の迷惑になりますので避けてください。
  - ・ 他人の家の前
  - ・ 他人の家の車庫及び駐車場の出入り口付近
  - ・ 曲がり角の近く
  - ・ 幅の狭い道路
  - ・ 道路の進行方向右側
  - ・ 消火栓の近く
  - ・ その他、他人の迷惑になる場所及び道路交通上危険な場所